

高齢者ハイヤー・バス利用サービスをご利用の皆さんへ

町では、町内在住の75歳以上の方を対象に、訓子府ハイヤーを利用した町内の移動であればどこまで乗っても初乗り運賃で利用できる高齢者ハイヤー利用サービス、北見バス線が運行する「置戸緑清園⇨訓子府⇨北見バスターミナル区間」を300円で利用できる路線バス高齢者利用支援事業サービスを行っています。

平成29年4月1日から、利用促進を目的として次のとおり制度の拡充をします。

サービス名	平成29年3月31日まで		平成29年4月1日から
	高齢者ハイヤー利用サービス	利用券交付	年間60枚を上限とし、追加交付は行わない
サービス利用時		サービス利用登録者同士の相乗りのみ可能	利用券1枚で誰とでも相乗り可能
路線バス高齢者利用支援事業	利用券交付	年間60枚を上限とし、追加交付は行わない	希望者には60枚を上限に追加交付を行う(合計120枚)

注意事項

- ・利用券の追加交付を希望される場合は、申請が必要です。希望される方は、印鑑をご持参のうえ、企画財政課までお越しください。
- ・利用券の追加交付は、各サービス年度内一度限りとなります。
- ・お持ちの利用券が5枚以下になった場合、追加交付申請が可能となります。

■問合せ 企画財政課企画係 (☎47-2115 役場2階 窓口12番)

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますのでご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農工商課
□具体例 用途変更～農業用関連施設除 外～農家住宅建設 開発行為～火山灰採取	農振法	農工商課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時や他の用途に転用したり森林所有者が変更になった場合	森林法	農工商課

住環境改善などの各種補助制度

4月3日から 申し込みを受け付け

町内にある住宅の改修、商店などの店舗改修・店舗新築・空き店舗活用など町民の方を支援する補助制度を実施していますので、ご利用ください。

各制度のお問い合わせ先は次のとおりです。

- 住環境リフォーム促進事業
訓子府町商工会 (☎47-2241)
- 訓子府町店舗出店等支援事業
- 訓子府町店舗改修事業
- 訓子府町太陽光発電システム導入事業
(太陽光10kw未満)
役場農工商課 (☎47-2116)

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱くなってきます。これからは元気にすくすくと育つには、予防接種を受けることが大事です。予防接種を正しく理解して、必要な時期に必要な予防接種を受けましょう。

定期予防接種については、新生児訪問や郵送などで個別にお知らせしています。転入などにより、各予防接種受診票がお手元ない場合は、ご

連絡ください。

予防接種は、種類によって受けられる対象年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接種期間について不明な点は、お問い合わせください。毎週月曜日の乳幼児健康相談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類

四種混合、二種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG、水ぼうそうヒブワクチン、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎、B型肝炎

■問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎47-2367 認定こども園内)

子ども任意予防接種の費用を半額助成します

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに受けた任意予防接種の費用を半額助成します。

	対象年齢	助成額	上限額
おたふくかぜ	1歳から未就学児	半額(医療機関で一度、全額お支払いください)	3,000円
ロタウイルスワクチン	生後6週から32週		(各1回当たり) 5価3回接種 6,000円 1価2回接種 8,000円

○対象者 町に住所を有する乳幼児

○申請方法

助成を希望される方は、次の書類などを持参のうえ、手続きをしてください。

- ①予防接種を受けたことを証明する領収書
- ②振り込み先を確認できるもの(通帳など)
- ③印鑑



戦没者などのご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金の請求期限は、平成30年4月2日までです。

請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

○支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けていた方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1.平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2.戦没者の子

3.戦没者の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4.上記1から3以外の三親等以内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

※請求書の用紙は福祉保健課に備えてありますので、詳しくは福祉保健課社会福祉係(☎47-5555)までお問い合わせください。